

薬局・店舗における掲示

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の4及び第29条の3の規定により、薬局・店舗の見やすい場所に、掲示板・印刷物等により掲示（特定販売を行うことについて広告する場合は情報の表示）をしなければならない事項は、次のとおりです（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の6、第15条の14、第147条の7、第147条の12、別表第1の2及び別表第1の3関係）。

【薬局・店舗の管理及び運営に関する事項】

- ① 許可の区分の別（薬局又は店舗販売業である旨）
- ② 薬局開設者・店舗販売業者の氏名・名称、その他の許可証の記載事項（薬局・店舗の名称、所在地、許可番号、有効期間）
- ③ 薬局・店舗の管理者の氏名
- ④ 薬局・店舗に勤務する薬剤師・登録販売者（※1）の別、氏名、担当業務
- ⑤ 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- ⑥ 薬局・店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- ⑦ 営業時間（※2）、営業時間外で相談できる時間、営業時間外で医薬品の購入等の申込みを受理する時間
- ⑧ 相談時・緊急時の電話番号その他連絡先
（インターネット販売等の特定販売の広告をする場合、⑨～⑬についても表示する。）
- ⑨ 薬局・店舗の主要な外観の写真
- ⑩ 一般用医薬品の陳列状況を示す写真
- ⑪ 現在勤務している薬剤師・登録販売者の別、氏名
- ⑫ 開店時間、特定販売を行う時間（開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合）
- ⑬ 特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬・劇薬を除く。）、一般用医薬品の使用期限

【要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項】

- ① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品の定義・解説
- ② 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品の表示に関する解説
- ③ 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品の情報提供・指導に関する解説
- ④ 要指導医薬品の陳列に関する解説
- ⑤ 指定第二類医薬品の陳列等に関する解説（特定販売の広告をする場合は、当該広告における表示）
- ⑥ 指定第二類医薬品を購入等する場合は、禁忌を確認すること、使用について薬剤師・登録販売者に相談することを勧める旨
- ⑦ 一般用医薬品の陳列に関する解説（特定販売の広告をする場合は、当該広告における表示）
- ⑧ 医薬品による健康被害救済制度に関する解説
- ⑨ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- ⑩ その他必要な事項（苦情相談窓口に関する事項等）

※1 営業時間において、現に勤務している者がわかるように表示するよう努める。

※2 営業時間については、要指導医薬品・一般用医薬品を販売等する営業時間又は要指導医薬品・第一類医薬品を販売等する営業時間が、店舗全体の営業時間と異なる場合には、その旨がわかるように表示する。